

【従来型多床室】			令和7年1月1日改訂
介護保険給付対象となる単位数表	基本となる施設サービス利用単位数		単位数(1日)
	従来型多床室	要介護1	589
		要介護2	659
		要介護3	732
		要介護4	802
		要介護5	871
	施設の体制等に基づく加算サービス単位数		
	看護体制加算(Ⅰ)	1日につき	6
	看護体制加算(Ⅱ)	1日につき	13
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	1日につき	22
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日につき	12
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき	20
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	200
	日常生活継続支援加算	1日につき	36
	サービス提供体制強化加算	1日につき	18
	配置医師緊急時対応加算	1回につき(早朝・夜間)	650
		1回につき(深夜)	1300
		1回につき(配置医師の勤務時間外)	325
	精神科医師定期的療養指導加算	1日につき	5
	療養食加算	提供時1食につき(日最大3食)	6
	安全対策体制加算	入所時	20
	初期加算	入所30日間1日につき	30
	科学的介護推進加算(Ⅰ)	1月につき	40
	ADL維持等加算	1月につき	30
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	1月につき	3
	排泄支援加算(Ⅰ)	1月につき	10
	自立支援促進加算(Ⅰ)	1月につき	280
	栄養マネジメント強化加算(Ⅰ)	1日につき	11
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月につき	110
	経口維持加算(Ⅰ)	1月につき	400
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月につき	10
	看取り介護加算	死亡日以前31～45日の期間	72
		死亡日以前4～30日の期間	144
		死亡日前日及び前々日	780
		死亡日	1580
	外泊時費用(1月6日限度)	1日につき	246
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス単位数と加算単位数の合計単位数の14%相当の単位数	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	基本サービス単位数と加算単位数の合計単位数の13.6%相当の単位数	

《介護保険給付対象のサービス利用料の計算》

- 1、[(要介護度別基本施設サービス単位数+施設の体制等に基づく加算サービス単位数)+介護職員処遇改善加算の単位数×地域区分単価]の1割もしくは2割、3割。
- 2、地域区分単価は1単位=10.14円(豊川市は7等級)
- 3、1による利用料は月の合計で計算し、1円未満は切り捨てとなります。